

# 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年3月10日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 13:44

## 【 案 件 】

### 1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

#### ○委員長

ただいまから新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について」を議題といたします。

全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

#### ○江口委員

ちょっと確認したいんですが、相見積りを依頼した、されてましたよね、福岡ソフトウェアセンターさんに。あれ、記録というか、資料によると、3月下旬っていうふうな形になっていたんですが、詳しくどのあたり、何日あたりだったのか、覚えておられますか。また、まずそこから。

#### ○スポーツ振興課長

すみません、正確な日付については覚えておりません。3月の下旬で、3月の20、もう本当、何というんですかね、月末のところ、25とか、そのあたりだったというふうな記憶でございます。

#### ○江口委員

改めてこの見積り依頼をする前後に関して、もう一度説明いただけますか。見積り依頼をするために、どういうふうな作業があったというところ。

#### ○スポーツ振興課長

見積りをお願いする前の作業ということでもいいんですかね。あの、ちょっと3月の終わり——すみません、3月に入って、実際、仕様書作りを始めました。コトブキシーティング社と、どういう文言、私どもが作ったもので、これでどういうふうな受け取られ方をするかとかいうこと、また、言葉の、専門的な言葉もありますので、そういったものについて、一つの言葉ずつ教えてもらったりとか、そういった作業を、入札を、すみません、見積りをお願いするのと並行でしておりました。3月終わり、その前に、納期が、当初6か月ぐらいというふうに見込んでいたんですけども、9か月が必要という話がありましたので、これはちょっと早くしないといけない。当初は9月議会、私の最初のスケジュールでは、9月議会のところで十分かなという見込みをしておりましたけども、9か月が必要ということであれば、6月議会にかけないといけない。そのためにはもう4月入ったところで、すぐに入札の準備をしないといけないということも併せて、それがありましたので、4月に入ってすぐ、私ども原課としては、すぐに発注ができる準備をする必要があったという、当時の認識でした。3月の終わりの段階で、2者のほうに、その、グッドイナフさんについては営業に来られて、その商品については御存じでしたので、その商品での見積りをお願いしました。ソフトウェアさんのほうには、それまでは愛知社のところでされてましたので、一応、最初の参考図書、これと同等品でどうでしょうかという形で、どうでしょうかというか、参考商品を基に見積りをお願いしたところがございます。

○江口委員

契約課にお聞きしたところがありますよね。それについては、いつ頃で、改めてどのような指示というか、アドバイスというか、があったのか、お聞かせください。あと契約課のどなたにお聞きしたのかも。

○スポーツ振興課長

3月の、もうこれも日付は、申し訳ございません、全然覚えてないんですけども、3月上旬、先ほど申しましたように、4月に入ってすぐに、もうちょっと契約行為を進めたいというところがありましたので、それまで、この移動観覧席をどこに見積りをお願いしたらいいかと、その業種のところについては、はっきりしてませんでしたので、それについて、どこから見積りを取っていいのでしょうかというのを、3月上旬に契約課、当時、東課長ですけども、に相談をいたしました。

○江口委員

そのときの答えとしては、どういった形だったのでしょうか。

○スポーツ振興課長

相談をして、ちょっとしばらくというか、何日かたってからでございますけども、事務用品、その事務用家具類のところから、業者を選んでくれという回答でございました。

○江口委員

契約課長にお聞きいたします。今、瀬尾課長のほうがお答えになった部分に関しては、そのとおりのふうな形でよろしいですか。

○契約課長

今、スポーツ振興課長が申しましたとおりの、契約課長のほうに相談があって、その中で内部協議を行ったということでございます。

○江口委員

2者から見積り取られましたんですよね、その、何者から取るっていうのについても、取扱要領の中で決まっていたりするのでしょうか。それについても、契約課のほうから、指示というか、アドバイスがあったのかどうか、併せてお聞かせください。

○契約課長

ただいまご質問ありました備品購入契約事務取扱要領におきまして、参考見積書につきましては、全てということではございませんが、そこに記載している内容につきましては、数量が多い場合などは、数社から参考見積りを徴収し、一番安い額を参考とすることという規定がございます。

○江口委員

数社からっていう形なんだけれど、現実には2者だったんです。そこに関しては、何らかのやり取りがあったのかどうか、お聞かせいただけますか。

○スポーツ振興課長

その数社の数については、何ら指示はありません。あっております。

○江口委員

では、スポーツ振興課、そのときスポーツ振興課ですかね、別の名前だけ、（発言する者あり）担当課としては、そのとき、なぜその2者というような形でしたのか、お聞かせいただけますか。

○スポーツ振興課長

すみません、その2者がこの移動観覧席について営業に来られてましたので、そちらのほうをお願いをいたしました。

○江口委員

私ども入札関連の書類の分ね、指名願の関連の分、私ども記録の請求したんだけど、記録

を出さないというような形で拒否をされている取扱品目一覧表がありますよね。それに関して、担当課のほうは見れる形になっているのでしょうか、どうでしょうか。

○契約課長

取扱品目表につきましては、契約課のほうで管理しております、それを担当課のほうに公表という形では出しておりませんので、普通に言えば、担当課のほうが見る状態には、通常はないということです。

○江口委員

では3年度の、これ3年度に作業されているんですね。3年度に、見積り依頼をするわけなんです、その中で取扱品目一覧表に、あそこメーカー名を書くところありますよね。コトブキシーティングと書いてある、もしくはコトブキシーティング、愛知とかね、移動式観覧席を取り扱っているメーカーが4社あるっていうお話がありましたが、そこが記入されている会社さんは何者ございますか。

○契約課長

申し訳ありません、今、書いてあるところが何者あるかというのは、把握はしておりません。

○江口委員

じゃあ、そこについては、何ら担当課からも聞かれてもないし、お答えもしてない。契約課としては聞かれてもないし、お答えもしていないっていうふうなところなんですかね。

○契約課長

どこが、そのコトブキシーティングの取扱いがあるということについて、お答えはいたしておりません。

○江口委員

で、3月下旬に2者、グッドイナフさんと福岡ソフトウェアセンターに見積り依頼するわけなんです、そのとき瀬尾課長は、どのようにこの2者を選んだんでしょうか。営業で来たからというお話ございましたが、事務用家具のところですよ。3年度は福岡ソフトウェア、事務用家具を希望品目に入れておりません。なぜ福岡ソフトウェアセンターに見積書を頼んでいるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

その時点で4年度の、新年度の分類、それぞれ事務用家具であったりとか、その業者一覧というのは、私どもで見えていますので、そちらの中から選びました。その中にちょうど営業に来られていた業者さんがありましたので、そちらのほうにお願いをしたというところでございます。

○江口委員

契約課にお聞きいたします。それは、東部長にお聞きしたところでは、3年度であれば、3年度の指名業者の分から選ぶっていうお話でした、だったんだけど、今の、4年度の分から選んだ、3年度の作業なんだけど4年度分から選んだ、これは正しい行為ですか。

○契約課長

3年度にお話があってというか、3年度の事業をする分についての業者選考については、当然3年度の登録業者というふうなことになりますが、4年度の事業を行うということになれば、対象となるのは、4年度の指名登録があるかどうかということですので、仮にそのような相談が、4年度の事業において業者選考という話が契約課のほうにありましたら、4年度の登録業者の中から、参考見積りを取るような流れとなります。

○江口委員

何か東部長の話と違うように思えるんだけど、まあ、いいや。次に行きます。

そして相見積りを2者から取って、それが提出されたのは、4月の4日ですね。それから、その金額をベースにしながら実際の発注を行うわけですが、指名業者13者については、これ

は契約課のほうで選ばれたわけですよ。

○契約課長

指名の登録業者につきましては、指名の願の申請時に、各者のほうが取扱いできる品目というのを申請してきておりますので、それに基づきまして指名願の業者の一覧表を作成しておりますので、その一覧表に基づいて業者の指名を行いますので、担当課が参考見積りを選ぶ際にも、その指名の一覧表に基づいて行うという流れになります。

○江口委員

そして13者指名するんですけど、今までのずっと一連の説明の中では、事務用品の中の事務用家具を希望しておられる業者さん全者を指名したということであったかと思いますが、それで間違いないですか。

○契約課長

おっしゃいますとおり、事務用品の中の事務用家具類を第1希望としている市内業者、準市内業者を指名いたしております。

○江口委員

第1希望ということは、どういうことになりますか。

○契約課長

物品につきましては、指名登録の際に3業種まで登録できるということにしておりまして、各者が第1希望から第3希望まで希望しておりますが、指名をする際に当たっては、その第1希望の業種を指名することと決めておりますので、その第1希望業種が13者ということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先日、施工体系図を見たわけですけども、1次下請のアイ・インテリアはですね、指名業者ということを確認したいのですが。

○契約課長

アイ・インテリアは指名業者でございます。

○川上委員

資本金は、今、分かりますか。

○契約課長

申し訳ございません。今、分かりません。

○川上委員

ネット情報では1千万という規模の会社です。従業員とか分かりますか。

○契約課長

申し訳ございません。今、分かりません。

○川上委員

この間の指名、応札の実績、直近でも構いませんが、どうしたものがありますか。

○契約課長

すみません、今、この場では分かりません。

○川上委員

どうすれば分かりますか。

○契約課長

過去の工事のほうでも登録があると思いますし、物品のほうでもあったと思いますので、過去の受注実績を調べれば分かると思いますけど、多少時間がかかると思います。

○川上委員

どれぐらいかかりますか。

○契約課長

どのぐらいの年数かというところにもよると思いますが、過去、例えばもう登録のある、過去全てということになれば、資料をそろえることからしますので、例えば数日かかるとか、そういうことになると思います。

○川上委員

午後までに用意できるようなスパンだと、どれぐらい。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 18

再 開 10 : 24

委員会を再開いたします。

○川上委員

それでは資料要求をしたいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いしたいと思います。内容としては、令和4年度指名願、物品と工事の中で申請内容と実績の分かるものをお願いしたいと思います。取り計らいお願いいたします。

○江口委員

申し訳ございません。私も資料要求をお願いいたします。コトブキシーティングさんについて、同じように、今まで13者出していただいておりますが、それと同じような形で、指名願に、提出時についていた登記簿謄本であるとか、ほかの13者に提出いただいた分、それと同じ形で提出をお願いいたします。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。（発言する者あり）4年度申請分で結構です。

○委員長

ただいま川上委員からの資料の要求、それと江口委員からの資料の要求について、執行部のほう、一応、提出ができますでしょうか。

○契約課長

ただいま要求がありました資料のうち、非公開の部分については、黒塗りといいますか、そういった処理をした上で提出することはできます。

○委員長

ただいま資料の要求がありました件につきまして、委員会にお諮りいたします。川上委員からと江口委員からの資料の要求について、資料につきまして、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

準備ができている分については、執行部のほう出していただけますでしょうかね。

○契約課長

コトブキシーティングの分について、要求のあった分については、今準備ができておりますので、お出しすることができます。

○委員長

川上委員からの、令和4年度の物品工事等の申請及び実績についてはどうなんですか。

○契約課長

アイ・インテリアの分については、ただいま作業を行っておりますので、終わり次第、提出させていただきます。

○委員長

そしたら、でき次第、提出のほうよろしくをお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

当委員会は先日、コトブキシーティングの九州支店長、証人として迎えて尋問したわけですが、その中で、私たちは代理店と呼びました。証人のほうは販売店ということでしたけれども、それがアイ・インテリアであるという証言があったんですけれども、それは、当委員会で、そういう証言があったことは確認していますか。

○スポーツ振興課長

確認しておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:29

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

確認しておりません。

○川上委員

もう一回確認しますよ。百条委員会で、証人が証言した内容なんですよ。それを確認していないという、確認していない——、知っているかと聞きましょうか。そういう証言があったことは知っていますか。

○スポーツ振興課長

知りません。はい。

○川上委員

あまり百条委員会の証人尋問には関心がなかったと。（発言する者あり）いや関心がなかったんかと聞いたんですよ。

○スポーツ振興課長

前回の百条委員会の分については、配信というか、見える状態ではありませんでしたので、そこでどういう話があったかという分については、承知をしてないということでございます。

○川上委員

内容は確認はできますか。あなた方のほうで。その証言が、正しいかどうかについて、事実かどうかについて。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:31

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

確認できません。できておりません。

○川上委員

今できていないってことでしょうか。今初めて知ったから、できるわけがないでしょう、普通は。これからできますか。

○市民協働部長

この間の委員会での会議録、議事録が正式に公表されたら、それをもって確認するということになります。

○川上委員

その際、コトブキシーティングと、このアイ・インテリアの販売店と言われるわけですから、いつから、どういう契約を結んで、販売店となったのか。契約の内容もあろうと思うんですよ。

今回限りの販売店ということなのかね、もう随分前から、販売店になっていたのかね。そして、そういうことになると思うんだけど、それ調べてほしいんですよ。（発言する者あり）それでね、その際、確認するというから、できるって言うから。それでその際、この販売店の契約内容にもよるけど、の中にあるはずなんだけど、グッドイナフとか、S・Yとか、福岡ソフトウェアセンターとか、あるいは玉置とか、が営業の対象になっておるのかということを確認できるでしょう。お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:36

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

ただいま質問委員が言われました調査については、今の段階、行政として、そこまでの調査を必要とはしておりませんので、調査はいたしません。

○川上委員

今日の午後、定価1億886万4千円の物が、新体育館に設置されるってことなんでしょう、引渡しがあるってことでしょう。せんだって百条委員会の中で、この件については、議会が究明するというのであれば付き合いますよと、市民が頑張れというのであれば、議会が頑張ってくださいというような態度でよいのかと。官製談合が問われている中で、民間自身による談合も問われている中で、市役所自身が、市長自身が先頭切って、内部調査を行う必要があるのではないかという質問をして、久世副市長職務代理者が、それを否定しなかった。それを否定しない答弁したでしょう。重ねて私の一般質問でもそのことを問うた。そうした中であって、証言、コトブキシケーティングの証言を、そのことについて知らないと言い、ここには、コトブキシケーティングがインターネット中継で緊張するからやめてくださいと。つい、そうかなと、市民が思ってしまうような言い方なんだけど、実はここで重大な証言があっても、飯塚市役所は、市民はもちろん知られないし、それから飯塚市役所も私は知りませんでしたと言える。そういう環境をつくってしまったという問題は、議会の側にはあると思います。しかし、今の段階で、言っているように、この問題に、市民の負託に応じて市長が真摯に向き合おうとするのであれば、議会から要求されたらするけれども、私たちはしませんというのを、この期に及んで部長が答弁するかと。副市長、やってくださいよ。

○市長職務代理者久世副市長

まずは、前回、その業者さんの証言の内容につきましては、先ほどスポーツ振興課長が答弁いたしました。把握をしていないということは、ネット中継もありませんでしたし、正式な会議録も拝見ができておりませんので、そのような答弁になったのかなと。それと質問委員のご提案いただいたコトブキシケーティングとの代理店の関係、あるいはその業者とどういった関係がある、そこにS・Yなり、ソフトウェアセンターなり、グッドイナフなりっていう話は、これははっきり申しまして、完全に民間同士の取引の話になってきます。そこに確かに、今回、問題になった官製談合等というところに関わることがあるかどうかというところは、なかなか難しいところあるかと思いますが、私、質問委員からご指摘いただいて、内部について調査をするというのは、要はそういった官製談合等に、我々市の職員が加担する、これは犯罪行為です。本会議でも答弁いたしました、こういうことは当然、絶対あってはならんことなので、これについては私をはじめ、みんなが今後、内部の調査なり、当然、今後の、いわゆる徹底した、そういった、疑義を持たれるようなことがないようなことを、徹底していかなければならないということで、私の決意を述べましたけども、業者間での民間同士の取引を、どこまで掘り下げるとかということについては、非常に難しゅうございますし、今現在では、それが必

要であるというふうには考えていないという答弁をさせていただきました。

○川上委員

官製談合については調査をするというわけですね。そしたら、その状況を把握する上でも、先ほどから言っている調査、アイ・インテリアとコトブキシーティングの関係、それから、営業の対象がグッドイナフ、S・Y、福岡ソフトウェアセンター、玉置に及んでいるのか、どうなのかっていうのは、当然調査すべきじゃないんですか。もう一つ重ねて言いますが、民民の問題という表現があったかな。民間の談合は、市役所は関係がない。市民の税金がこれほど食べ物にされているかもしれないという問題ですよ。これにお上、官も絡んでるかもしれない。民同士であったら、税金が食べ物にされても市役所は関係ないというわけじゃないでしょう。だから、民間、民民ですと、民民の談合はどうぞというように聞こえるような答弁だったけど、そういうつもりではなかったんでしょう。

○市長職務代理者久世副市長

民民の談合を我々が調査する。もちろん今おっしゃるとおりです。私どもは税金を資源として、とにかく最小限のコストで最大限の効果を生めるような入札等をしていかなければならない。ただ、もう既にその談合がありきというふうで、例えば民間の業者が、問屋があって、卸売業者が個々にあって、それを調査するっていうのがどうなのかなっていう感じがいたします。失礼ながら、百条委員会でも調査されてらっしゃって、当然、我々もその内容は聞いております。私は、市職員とか絶対、当然絡んではならんで、官製談合等は絶対あってはならん。何度も言っておりますが、職員に対してその辺を徹底していかなければならないと思いますけども、この状況で、例えばあなたところの取引先がどうあって、その辺をそこまでする必要があるのかというのは、ちょっと私、甚だ疑問でございます。

○川上委員

この官製談合にしろ、民間、官が関わってない民間の談合にしろ、このアイ・インテリアの存在というのは、キーポイントっていうのかな。このアイ・インテリアの存在があって、なければ、官製談合も、何だっけ、民間同士の談合も成立しないでしょう。ぐらゐの位置にいると思います。とりわけコトブキシーティングの代理店、販売店と呼んでましたけど、との関係を明確に把握することは、あなた方が官製談合なんかは飯塚市で起こってないと、この問題では、証明する上で大事なことなんです。自らの透明性、公正性を証明するに必要な事項だと思うんです。民間の関係でも、民間ならしていいというわけじゃないんだから、あなた方の立場としては、きちんと調査すると。これ調査すれば道が開けるじゃないですか、あなた方にとって。それを拒否するというのは官製談合等疑惑についてね、自ら耳を塞ぐというのに等しい答弁だと思うが、（発言する者あり）どうぞ考えて答弁し直してもらえませんか。

○委員長

川上委員、ちょっとよろしいですか。個別業者に対する分については、ちょっと注意を払って質問してください。それとあと、今の臆測によってですね、そういうような質問というのはちょっと控えていただきたいと思います。今の答弁できます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 10:46

再 開 10:49

委員会を再開いたします。

○市長職務代理者久世副市長

大変失礼しました。お時間いただきまして申し訳ありません。ちょっと一部、私が理解できなかった。この委員会の中でですね、今回の調査案件であります移動式観覧席の入札に係る官製談合等に必要な事項として、そのアイ・インテリアさんがそこに関係しているのではないかというふうな疑義を持たれていることを、ご指摘を受けましたので、それに伴って、業者



のほうに確認することはできます。よろしいですかね。以上です。

○委員長

川上委員、ほかに質問、おられますので、ちょっと最後一つ。また時間があれば許しますので、お願いします

○川上委員

聞き取り調査の際は、先ほど言ったような視点でお願いしたいと思います。

それからこれはもう御承知、会議録で御承知と思いますが、株式会社S・Yの代表取締役の尋問の中で、応札、入札額をどのように決めたかと聞いたんですね。それに対して、事務員と相談して決めたって最初言われたんですね。この辺のくだりは確認できてますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:51

再 開 10:51

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

そういう参考人とのやり取りがあったということは、確認いたしております。

○上野委員

お疲れさまです。移動式観覧席の同等品はあるという認識を持たれていたということですが、そもそも同等品というのは、どのような認識を持たれて、同等品というんでしょうか。

○スポーツ振興課長

同等品を、どこまでが同等品かという明確な回答というのは持ち合わせておりません。ただ、今回の移動観覧席で言えば、その幅であったり、高さであったり、それと最低限の強度、それと重さ、それと椅子の、何というですかね、形状。そこは、同じ——、その表現が非常に難しいんですけど、同じような物というところで同等品、それを実際、出してもらったところで、同等品かどうかという判断になろうかと思っております。あの、どういうふう——。

○上野委員

同等品はあるという認識であったということですが、その確認はどのようにされたんですか。

○スポーツ振興課長

同等品がある、確実にあるという——、これがそうだろうというところについての確信を持ったわけではありませんけども、カタログで愛知社、それとコクヨ社で、この場合、カタログになりますけども、同等だろうという判断をしたところでございます。

○上野委員

ということであれば、その今の2者の品物であれば、入札は受けられるという判断でいいんですかね。

○スポーツ振興課長

入札が可能だろうと判断いたしておりました。

○上野委員

先日、株式会社愛知さんの担当者の方、来ていただいたんですが、とてもじゃないが作れないというのは、この何だっけ——、入札通知から納品までのスケジュールで、この仕様書に沿った製品はうちでは無理ですと言われてありましたが、その点、どう思われますか——、今、課長は、何だっけ、パンフレット、確認したと言われていましたが、それとは随分違うんですが、その点はどう思われますか。

○スポーツ振興課長

愛知さんとのやり取りで言えば、この分が可能かどうか、作れるかどうか、私が聞いたのは

それで、だったんですけども、それは入札後ではありますけども、それはできるという回答はいただきました。ただ、今質問委員がおっしゃられるように、スケジュールであったりとか、仕様の細かなところというのは、何も聞いておりませんでしたので、そこについては、判断が難しいところだと思っております。

○上野委員

課長が確認されたカタログ、パンフレットの商品で、カタログに載っている商品で、納入は可能だったんでしょう。確認します。

○スポーツ振興課長

今のは愛知社のほうだと思いますけども、その分で、一つの商品、パッケージの商品がありますけども、それぞれメーカーのほうでですね、それには該当しないだろうと思っていました。例えば椅子ですけども、今回の移動観覧席は蛇腹状に出てきます。そういう——、その形状の物は、愛知社は持っております。そして、ただ、すみません、椅子の分も、カタログにあるのは、今回仕様にしたような椅子の形状、そのものがそれにくっついているようなカタログではございませんでした。ただ、そういう椅子というのは、愛知さんは商品としてお持ちですので、そこを組み合わせれば可能かなというふうに判断をいたしました。

○上野委員

いや、それは課長の思いですよ。同等品が確実にあるというふうには確認されていないでしょう。何か確認された事実があれば、教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

仕様書作成段階において、愛知社の移動観覧席が、私どもが作った仕様書に完全に一致するかどうか、できるかどうかという確認はいたしておりません。当時、私どもとしては、それができるだろうという判断をしたところです。それともう一点、当時、私どもが知っていたのはコトブキシーティング社、愛知社、それとコクヨ社がこういう移動観覧席を作成しているという——、当時ですけど、これもカタログ等で調べてありました。コクヨ社については、コトブキシーティング社と業務提携をいたしておりますので、コクヨ社でも、その分については同様のものができるだろうという判断はいたしておりました。

○上野委員

同等品があるというふうに判断をした——、誰がどういうふうに判断されたんですか。

○スポーツ振興課長

それはもう私ども、最終的には、その時点では、私のほうで判断をさせていただきました。

○上野委員

確認します。課長お一人で判断されたということですか。

○スポーツ振興課長

当然、課内でも協議をいたしましたし、その分は部長のほうにも相談をさせてもらって、判断をいたしました。

○上野委員

カタログだけを見て、部長まで相談をして、部長もこれはもう同等品可能だというふうに判断されたということですが、入札通知から期日までに納品できる商品が、同等品というんじゃないですか。お伺いします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:11

再開 11:11

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

備品の入札に当たって、これちょっと一般的な備品を入札するに当たっての事務手続になり——（発言する者あり）ほかのメーカーの商品でそれができるとか、期間がどれぐらいかかるとか、そういうところについては、今回確認はいたしておりません。

○上野委員

だから、ちょっとまとめさせてもらおうと、カタログで見た時点では、同じような会社があるので、あなた方が作られた細かな仕様書、重量も基準から、基準以下ではなくて、プラス・マイナス3%とかいうね、非常に厳しい仕様書でも、ほかの会社でも十分に対応できるよねと判断をされたという、今答弁をいただきました。先ほど私、期日の話もしましたけど、パッケージ品があっても、様々な理由で、期日には間に合わないよということはあるかと思うんですが、そもそもこの品物がないんですから、その確認を怠ってたってというのは、ちょっと大きなミスではなかったかなと思うんですが。

で、愛知さんなんですけどね、私ども入札辞退された業者さんで、出席いただけない、この委員会に出席いただけなかった業者さんに調査票というのを送らせていただいたんですよ。その中の業者さんの中で、愛知さんに見積りを依頼したが断られたと。理由が同等品不可という理由なんですけど、課長の説明と全く違うんですけど、どういうことでしょうかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:13

再開 11:14

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

その調査票を回答された指名業者さん、また愛知さんとのやり取りについて、ちょっと把握ができませんので、回答がちょっと。どういうやり取りの中での、そういうことになったのかということが分かりませんので、ちょっと回答ができません。

○上野委員

恐らく金額の問題とか、納期の問題だとは思いますが、そこには、これには書かれてませんので、私も確認してないので臆測ですけども。それと、愛知製で同等品を申請をしたけども、不可だったため、辞退をしたと言われている業者さんもあるんですが、これ、どういうことですか。

○スポーツ振興課長

その分についても、どこの指名業者さんが、愛知さんと、どういうやり取りをされたかというのは、ちょっと分かりかねますので、具体的な答弁はちょっとしかねるんですけども、一つは、同等品、同等品というか、入札仕様書を出した後に、こういう形でもいいのでしょうかというようなものがありました。その中のことを指しておられるのかどうかというところがひとつちょっと、回答ではあるんですが、ちょっと具体的なものが、ちょっと分かりかねます。

○上野委員

結果的にですよ、同等品はありましたか。

○スポーツ振興課長

私どもが確認しているのは、同等品があったかどうかという点ですけども、先ほどの答弁と繰り返しになりますけども、納期であったりとか、金額であったりとか、そういうところの間

題はあったのかもしれませんが。ただし、その商品として物が作れるかどうかということであれば、私が確認したときはできるという、愛知さんはできるということを言われましたので、商品としてはあったのかなと思っております。

○上野委員

いや、商品としてはなかったから、作らなくちゃいけないんですよ。だからお聞きしているのは、入札通知から納品の期日まで、コトブキシーティングさん以外で、納品可能な同等品は存在していたんですか。結果論で構いませんよ。

○スポーツ振興課長

全体の調査を全く――、調査について行っておりませんので、分からないというのが回答でございます。

○上野委員

じゃあ、いいです。この調査票の皆さんも、愛知でも可能ではないかと答えられたところが2者あるんですよね。だから入札の通知をいただいた時点では、愛知でもいけるんじゃないかなっていうふうに思われた方もいらっしゃるので、同等品いけるんじゃないかというふうに判断されたと思うんですが、全体を確認されてないと言われましたけど、愛知さんには確認されてるんで、聞きますけど、愛知さんは、この入札通知の内容で、納品期日まで、この品物が納品できるというようなご回答でしたか。

○スポーツ振興課長

私が尋ねたのが、この仕様書で商品ができるかどうかということのみで回答をいただきました。今、質問委員が言われるような納期であったりとか、というところについては、聞いておりませんので、そこについては分かりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

今の上野委員の質問に関連して、結果的には、13者呼んで、10者はみんなコトブキと思っただけ。2者が愛知でも変更可能かなと思っただけ。1者はもう問合せすらしなかった、のが結果ですよ。契約課にちょっと聞きたいんですけど、確認だけです。13者を指名するに当たって、事務用家具ということで、取扱品目表で事務用家具を選んでいる業者を13者選びました、でしたね。これは、取扱品目表を選んだ業者の登記簿謄本との照合まではやってないという答弁をいただいてたんですけども、登記簿謄本との照合は、やってませんよね。その確認です。したか、しなかったか、どうでしょうか。

○契約課長

行っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

2月15日の本委員会においてですね、川上委員の質問の中に、東部長に対して、質問の中に、坂平末雄市議と会食を共にした直近はいつ頃なのかというお尋ねがありました。そのときに、部長は、ちょっと記憶が薄いんですけど、多分去年の夏頃かなという気はしていますけれども、ちょっとすみません、明確に覚えておりませんという証言でした。先日ですね、一般質問の中で上野議員のほうから、コンプライアンスの違反に当たる申出はあったかということで、総務部長のほうがありましたという答弁がされておりました。実は、最近、東部長と坂平議員が会食をされていたというような情報がありました。そういうそのコンプライアンスの違反の申出といった中に、そのようなことは含まれていましたか。お尋ねします。

○人事課長

申し訳ございません。ただいま委員お話しの内容につきましては、人事課のほうでは伺っておりません。

○兼本委員

そうすると、そういった申出はなかったということによろしいですね。市民のほうから、そういうふうな情報を実際に得ました。副市長、どうなのかと。過去、東部長は先日の証言では、記憶はね——あれですけどということで、夏頃と言われたんですけども、多分、年末年始ぐらいの時期にということに、私は聞いてるんですけども、そういう意味では、ちょっと一回、部長のほうに確認してもらえないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長職務代理者久世副市長

今、委員のご指摘の内容、本人がこの百条委員会の中で述べた内容が虚偽であるということになれば、これは非常に問題でございます。本人に確認したいと思います。

○兼本委員

それ、いつしていただけますでしょうか。

○市長職務代理者久世副市長

すみません、早い段階で行います。早く行います。

○兼本委員

ということは、今日でも大丈夫でしょうか。（発言する者あり）

○市長職務代理者久世副市長

時間を見つけて、確認いたしましょう。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

さっきの続きです。課長、あの、同等品、愛知さんとコクヨさんも大丈夫だよって言われたんですが、私が確認をしていただきたいのは、この仕様書に耐え得る商品を、入札通知に沿った形で、納品できたかどうか。2社に確認して報告していただけますか。

○スポーツ振興課長

愛知社とコクヨ社のほうに問合せをしてということでもいいですね。ただ、ちょっと時間がかかるかとは思っております。

○上野委員

この仕様書で入札通知が出されたのが2月28日でしたっけ、入札通知を出した時点から、納入日、納入期日までに、この条件で納品が可能な商品がありましたかという確認なので、よろしく願いいたします。

○委員長

先ほど川上委員と江口委員から申入れのあった資料の準備ができましたので、サイドブックに掲載しております。ご確認のほどお願いをいたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の上野委員の質問の部分なんですけれど、資料としてカタログを出していただいております。これはいつだったかな、2月9日提出資料の中で、カタログが⑤-8-1、8-2、8-3とあるんですね。愛知社とコトブキシーティングさんについては、社名が入ってるので分かるんですけど、残る1社がこれコクヨというふうな理解でよろしいですか。

○スポーツ振興課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

これだけしか出なかったんで、本当にこれだけなのっていうふうな形で、追加で、ちゃんと、カタログってこんな薄っぺらいものではないですよ。もう少ししっかりとしたもので、寸法

とか入ってますよねっていうふうな形で、資料要求して出てきたのが、3月6日の追加カタログってやつなんです。これ3月6日の追加カタログについては、確かにこれ寸法とか入ってるんだけど、これ出てきたの、コトブキシーティングさんだけなんですけど、担当課は、定価表とか全くなかったんですけど、担当課が持っている資料は、今出ているもののみですか。

○スポーツ振興課長

すみません、資料の要求の内容というのを、私のほうでちょっと間違っていたのかなと思っております。一番最初の資料の分については、どういうメーカーの分で、こういう商品があるのかというふうに、私ちょっと理解をしたところで、コトブキ、愛知、コクヨでこういう商品がありますよという形で提示をさせていただきました。その後、次回のときで、その商品の内容をということでしたので、私としてはちょっとコトブキの商品のことかなと思って、コトブキの分だけを出したところがございます。愛知についてもカタログというか、いうのもありますし、コクヨについてもありますので、申し訳ありません、それについても出させていただきます。それと金額の定価表でございますが、これについては、何ていうか、持ってありません。

○江口委員

資料をちゃんと確認してやってもらわないと、調査にならないんです。それは周りの方々もそれ、きちんと指示してあげないっていうか、確認作業しないと、ならないんですけど。じゃあ、コクヨと愛知のカタログ、8-2と8-3、2月9日提出分なんですけど、コクヨに関しては、コトブキシーティングさんの製品については、全て取り扱ってられるということですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:30

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

そこまでの確認はいたしてありません。

○江口委員

愛知さんの製品で、この8-2ですよ。8-2が愛知さんの分なんですけど、今回、仕様書で出したもの、飯塚市が発注したものと同等品というのはどれになりますか。同等品に一番近いものってのはどれですか、全然これは分からないんですけど。

○スポーツ振興課長

愛知社の場合で言えば、今お示しをしている分で、今回の商品の移動観覧席、よく——何といいますか、最初、この委員会でも混同がされた壁から出るもの、それとこういう、ふだんは畳んだ状態で倉庫とかになおして、使用するところに運んで、持って行って、そこから椅子を展開するというものが移動観覧席ですけども、ここに愛知社のものについても、そういう移動観覧席ができますよという形のものが、左のところに、それが図示されているかと思っております。実際その右のところでは、椅子の形は違います。ただし、そういう移動観覧席の形式を持ったものを取り扱っている。椅子を取り替えれば可能じゃないかということ判断をいたしました。

○江口委員

504席っていう席数も決まって、こういった形で、こういうサイズでっていう発注をするんですけど、これだけで同等品ができるってのは不思議なんですけど、できると考えるのは非常に不思議——というよりも、無理があると思うんですけど、これ左下の講演会プラスαスタイルのテレスコープスタンド（前方移動）、カタログ見る限りでは、これしか、これ、この図のみなのかなあと思うんですけど、この図のみで判断されたということですか。

○スポーツ振興課長

愛知社につきましては、営業に来られておりました。そのときに説明もなされておりましたので、こういう移動観覧席についての商品を取り扱っていて、私どもが思う物について、そういう商品として取り扱っているということは確認をいたしました。ただ当時、愛知社の方たちは木製の椅子を推奨されておりました。前回もお話ししたんですけども、今回の仕様書の分で、木製の方でできますと。うちのところの強みはこれで、どうでしょうというアピール、推奨をされておりました。木製の方であれば、それこそ商品を取っているのは愛知社のみとなりますので、私のほうとしては今回、仕様書で書いたプラスチックの椅子で商品ができませんかという話をいたしました。そしたらそれは可能ですというのは、令和、令和3年の夏頃の話でそれが確認をできたので、愛知としてはそういう商品ができるのかなと判断をいたしましたところでございます。

○江口委員

であれば、木製もしくはプラスチックと書けばいいんじゃないかなと思うんですよね、仕様書に関しては。どちらでもいいよとね。そしたら両方満足するわけでしょう。当然、木のものを変えるとすると、当然のことながらコストは全然変わってくるわけですよね。メーカーさん、営業に来られていて、まさかこれだけしか持って来られないってことはないと思うんですよね。当然のことながら、うちだったらこのこういった形状のやつが、参考図面を基にするとできると思うんだけどっていうふうな形で、持って来られると思いますし、当然のことながら、幾らぐらいでって話があるんだと思うんですが、手元に資料あるわけでしょう。そこら辺はないの、ないですか。

○スポーツ振興課長

そのとき資料を受け取ってはなかったと記憶しております。

○江口委員

契約課にお聞きいたします。えっとですね、これ備品として発注するケースもあるかもしれませんが、片一方で物品の製造として発注することがあり得るんだと思うんですが、物品の製造については、発注は考えなかったんでしょうか。

○契約課長

今回の移動式観覧席の業種を決める中では、物品の製造という話は出ておりません。

○江口委員

つまり契約課も担当課も、何ら考えることはなかったということですね。飯塚市が発注するときにおいて、物品に関して、もう特定の業者しかないよねってことを考えたときに、その特定の業者に、もう随意契約で発注することとかあると思うんですが、そういった形で随意契約でないこともあるかもしれませんが、市外に発注したことってございますか。

○契約課長

具体的にどうとはありませんが、当然、市内業者でできるものは、市内業者に発注するというのが原則でございますので、そこができないということで、どうしても市外の業者しかできないという場合がございましたら、市外業者に発注するということもあり得るというふうに考えます。

○江口委員

あともう一つ。複数業者、複数業種の発注はしたことございますか。今回は物品の事務用家具だけなんだけれど、事務用家具だけではなくって、事務用家具だけではなくて、家具・装飾でもいいよであったりとか、教育用品の体育用品でもいいよとかね、そういった1つの業種に絞らずに、複数の業種において発注したことはございますか。

○契約課長

基本的には、今回の移動式観覧席のように1業種で、この業種ということ固めてやってお

りますけども、過去、ずっと昔まで含めて、そういったことがなかったかどうかというのは、今時点で確認はできません。

○江口委員

現実にはほかのところの入札を見てると、そうやった発注あるんですよね。当然、今回、コトブキシーティングさんってのは、市外業者で登録をさせていただいてますけど、これ家具・装飾なんですね。家具・装飾で指名願を出すに当たって、コトブキシーティングさんから、私どもこういった商品を持っているんだけど、どこでエントリーすべきなんだろうかなといった相談等はございましたか。

○契約課長

コトブキシーティングから指名願のときに、そのような相談があったという記憶はございません。

○江口委員

あと担当課にお聞きしますが、コトブキシーティングさんそのものに、今回の分に関して、見積り依頼はなされていないということですよ。これ指名業者ではあるんですけど、なぜされなかったんでしょうか。

○スポーツ振興課長

コトブキ——、何と言いますか、先ほど契約課長が申したように、基本的には市内業者のほうで、どういう業種になろうとも、市内業者のほうですという認識を持っておりまして、コトブキシーティングさんのほうが、直接、契約相手方になることはないだろうと私としては考えておりました。そのためコトブキシーティングさんからの見積りは徴取をいたしておりません。

○江口委員

あともう一つ。施工体系図を出していただいたのの中では、固定式の観覧席に関して、施工体系図の中で、1次下請がアイ・インテリアさんでした。アイ・インテリアさんは家具・装飾での物品の指名願を出されています。そして、2次下請がコトブキシーティングさんなんですね。そうするとですね、その関係からすると、アイ・インテリアさんからのほうが安く取れるのではないかと考えるのが普通かと思うんですが、そしてなおかつ、グッドイナフさんの証言の中では、コトブキシーティングさんと、それと販売店かな、代理店かな、と一緒に行かれたって話がございました。そうすると、もうお会いされていると思いますし、そちらから見積りを取るということは、されていないのかどうかと、なぜなされなかったのか。

○スポーツ振興課長

グッドイナフさんがコトブキシーティング社さんと、今のアイ・インテリアさんと来られたということだと思うんですけども、私としては、そこにアイ・インテリアさんがいたという記憶が、本当申し訳ありません、ない——、複数いらっしゃるんで、アイ・インテリアさんという認識がまずありません。それと、そのときに言われたのかもしれないんですけども、商取引の中で代理店であったりとか、そういうところが——、代理店というところの立ち位置というか、どういうふうな——、何ていうんですかね、商品の流れになっていくかというような認識が、思っておりませんでしたので、当然、普通に指名業者さんのところが、何ていうんですかね、入札の参加になるという認識しか持っておりませんでしたので、そういう代理店の方を対象とするような入札というのを、全く考えてなかったというか、認識を持ってなかったというのが——、ところでございます。

○江口委員

つまりアイ・インテリアさんから訪問された記憶としてはないということですか。

○スポーツ振興課長

はい、記憶としてはございません。



○江口委員

重ねてお聞きしますが、当然、営業に行かれるときは、どここの誰々です、どんなことをやっていますってお話されると思うんです。コトブキシーティングさんはもちろんのことながら移動式観覧席を作っていますし、そのほかのスタッキングチェアとかを取り扱っておりますってというような形で、メーカーさんとしてお出しをされる。当然のことながら、代理店さんに関しては、これこれこういうふうな形でやっておりますし、もしかしたら1次下請でお世話になっていきますってというお話をされる。グッドイナフさんに関しては、そちらのほうで、商品を取り扱っておりますのでっていうふうな形で営業されると思うんですが、そこら辺の記憶は全くないということですか。

○スポーツ振興課長

最初にお会いしたときに、最初にといいか、グッドイナフさんが最初に営業に来られた際に、来た際でも、ほとんど商品のことを、コトブキシーティング社の方が説明をされておりました。当然、コトブキシーティング社さんは、その前から、それは単独ですけども、来られたりとかしていましたので、どういう——、来られたのが、セットといいか、指名業者さん、その代理店さんでいうところについて、私のほうでは特に詮索を当時はしておりません。ただ、そういう形で営業されているんだろなという認識、当時はそういう認識でした。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほどS・Yの代表取締役が、入札金額について、最初、事務員と相談したというふうに証言したと申し上げました。その後ですね、親しい業者っていう言い方をするわけですね。そこでほかの委員の方からその親しい業者、知人の業者というのはどういった業者かという問いがあり、それに対して、インテリア業者と証言があったわけですよ。ここのところを確認していますか。

○市民協働部長

そういう証言があったということは確認いたしております。

○川上委員

そこで私は、その業者がアイ・インテリアかと尋ねたわけです。これについては証言拒否がありました。しかし否定をしなかった、というところが重要だと思われるわけですね。そこで、先ほど、調べましょうというふうに言われたんですけど、S・Yに対し、コトブキの製品が幾らで、卸値がどういふふうになるかと、示せる相手は、アイ・インテリアがコトブキの、この地方における販売店であることからして、この会社以外になかろうと思うわけです。これは調査対象にしますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:46

再 開 11:47

委員会を再開いたします。

○川上委員

つまり、今日、体育館に入ってくる移動式観覧席のメーカーはコトブキシーティングで、この地方における販売店はアイ・インテリアと証言があっているわけです。この関与なしに、入ってくる、あり得ないんですけど、入札において、S・Yが販売店に入札金額を相談したかもしれないので聞いたわけですよ。それを否定しない証言なんです。証言じゃない、否定しない。まあ、証言を拒否したわけですね。だから、卸側と入札金額を協議したってということなんで、そこは調査対象ではないのかということ聞いたわけです。

○市長職務代理者久世副市長

先ほどご質問いただきまして、そういった形で、いわゆる業者間の談合、質問委員がご指摘されたように、当然その談合等は、これも犯罪行為でございますので、談合の有無については、我々も契約課、通常調査いたしますが、卸売価格と、それと入札金額というのは、これやっぱ業者さんの企業活動になるかなと私は考えますので、そこはちょっと聞くのはいかがなもんかと私は考えます。

○川上委員

これは全体の状況からですね、必ずしも民民ですよみたいな、民間談合ですよ。民間談合にメスを入れてくださいよ。目くじら立てて、ね。それで、同じように考えてください。グッドイナフであろうが、玉置であろうが、コトブキシーツィングから直接取引をすることないわけでしょう。このアイ・インテリアが販売店だから。全ての対応はアイ・インテリアがすることになるじゃないですか。したがって、そのS・Yとの関係とともに、グッドイナフ、それから今回入札した、入札に応じた、入札した福岡ソフトウェアセンターについても、このアイ・インテリアと、どういう関係があったかについては、しかるべき調査して当然ではないかと。仮にですよ、官製談合であろうと、官が関わってない談合であろうと、先ほど指摘しましたけど、この販売店の存在抜きには成立しないんじゃないかと。この販売店だけで成立するとは言いませんよ。だから逆証明によってね、今言っているところが、明らかになることが疑惑究明にとって鍵ではないかというふうに思うわけです。今申し上げたような視点で、アイ・インテリアについて、聞き取り調査、聞き取り及び調査、きちんとしてもらいたいと思いますけども、執行部としてはどうですか。

○市長職務代理者久世副市長

質問委員のご指摘のとおり、民民だから談合を調査しない、そんなことは決してないです。これも絶対にいけない行為です。先ほどから言っておりますように、我々発注者としては、当然、貴重な財源、税金を使って発注するわけで、そこで談合が行われて、高止まりするようなことは絶対あっちゃなんので、そういった観点では調査はいたしますが、個々の、その辺の深みの、おそらく考え方が少しちょっとこう、なかなかかみ合っていないんでしょうけども、企業活動で卸業者から、この代理店を通して、あなたのところに幾らで下りてきて、あなたはそれを基準に幾らで入札価格を決めてるのかっていうのを聞くのは、私はいかがなもんかと思えます。ただし、談合があったかどうかの事実については、当然これについては、究明する必要あると、それは考えております。

○委員長

川上委員、一応、執行部、午前中ということでしてしますので、一応まとめていただくようお願いいたします。

○川上委員

もう少し簡潔に聞きましょう。それで、官製談合の疑惑もあるし、民間の談合の疑惑も究明するってのが、我々、本委員会の任務なので、それについては、先ほどから繰り返していますが、執行部としての内部調査をしてもらう、きちんと。そして、その報告書を、報告を、本委員会に提出してもらおうと、きちんとした形で。それによって本委員会は、執行部の審査もするということになる。調査もできる、しやすいつてことになるんで、本委員会の内部調査報告の提出を求めたいと思いますが、副市長としてはどうですか。

○市長職務代理者久世副市長

これにつきましては、私どもの、当然、執行部の中で、その官製談合の、いわゆる温床になるような、温床――、温床ではない、いわゆるベースになるような動き等は、当然、今後慎まなければいけないし、いろんな啓発等について、また調査等について検討はしてまいります。ただ書面によって、その委員会に提出するまでは、申し訳ありませんが、今のところ考え

ておりません。

○川上委員

私たちの、本委員会の調査期限は調査終了までとなっています。それで、私たちの任期は、4月の下旬までありますので、その間にまでもよいと思うので、できるだけ早くというのがいいけど、執行部としての調査報告はね、重ねて求めておきたいと思います。それは議会との関係の、当然の在り方であろうし、それより前に市民との関係で、これだけのことが起こっている、問われている、報道にも指摘されている中で、貝のように黙っておるのは、聞かれたら答えましょうという態度は、いかにも飯塚市としては恥ずかしい。

最後の質問します。坂平末雄議員が証人喚問を拒否しました。そのためにですね、もう見えないことが、見えると思っていたのに、見えないままなんですよ、現状。これはね、本会期中、間に合わないかもしれないけど、いずれかの時期に本委員会として、彼を呼んで尋問したいと私は思っておりますが、重大なことは、S・Y指名業者の事実上の支配権を、彼が持っていることが、資産等報告書によって、あなた方は知る立場にあった。それはこの間指摘しているように、株式の保有が52%であること。同時に、彼は、これも一般質問でも述べましたが、S・Yに対し、2億3千万円近い債権を持ち、何百万円という利子を得てるわけですよ。だから、これはS・Yを基本的に完全に支配しているということ、資産公開報告書が物語っていると思います。かつ、あなた方は会議録を確認したって言ったけど、株式会社S・Yの代表取締役は、表現的には、普通の主婦ですと言いき、尋問に対して、代表取締役として、通常行うであろうと思われる経営に関する行為をできていないということで、存在がおぼろげなんです。こうした中で、配偶者であると証言されましたけど、坂平末雄議員、副議長との関係においてね、もうこの間何度も繰り返しているけど、担当スポーツ振興課長、それから当時契約課長、少なくともこの2人は坂平末雄議員、副議長と、会食を行っておるってことは明らかで、これについては、スポーツ振興課長は証言のときに聞かれなかったかもしれないけど、自ら明らかにしませんでした。3人の登場人物が少なくとも、会食をしておった事実があるんだけど、このことについて、まず認識を問います。事実上の指名業者、経営権を持っている人であるかないか、認識はどうかっていう問題と、もう一つは、そういう人物と56億円もするような総事業費の、整備事業に、やっている真っ最中のときに、飲むかと、市民の目の前で。これについてもきちんと調査してもらいたいと思いますよ。ちょっと答弁してください。認識と調査について。

○市長職務代理者久世副市長

これは総務委員会で、小幡委員のほうからもご指摘等いただいたところでございますが、今現在、契約課のほうで、その株式の保有云々というので見てはおりません。ただ、これについては今後、他市の状況等も確認して、今質問委員言われます、いわゆる実質的な経営者という考え方を、当然、私もご質問の趣旨は分かるんですけども、しかしながら、登記簿上、代表取締役で今我々契約課のほうで指名を受け付けておりますので、これについては今後、研究検討したいと思っております。それと議員と職員の会食でございますが、今回、問題になりましたのは、さらにそこに指名業者がいたと。これはもう絶対あってはならないことですね。契約担当課長が指名業者さんと会食を一緒にするというのは、絶対あってはならんことなので、私ども、処分をいたしたところでございますが、議員さんと職員の会食は一応、今のところ禁止行為ではありません。ただし、やはりそこはですね、住民の方から疑義を持たれるような行為なのかっていうところが、今回ご指摘もいただいているところでありますので、この辺につきましても、ちょっと今後、何らかの検討をしていきたいというふうには考えております。

○委員長

川上さん、最後と言われました。ちょっと、次おられますので。

○上野委員

すみません。先ほど確認をお願いした件なんですけど、ごめんなさい、コクヨさんはコトブキさんの商品を扱っていらっしゃるんですよね。って言われてあったと思うんですよ。だからメーカーさんではなければ、コクヨさんの分は外していただいてもいいという点が1点と、愛知さんに、2つ聞いていただくならそうなんです——、2者ともなんですけど、この告示から、仕様書の告示から納品までの間に、入札通知から納品期日の間に、これ作るとは可能だよとなった場合については、この落札された金額未満で作成が可能だったのかどうかも確認をしてください。お願いします。

○委員長

要望ということですか。要望ということ。川上委員、最後ですからね、手短にお願いします。

○川上委員

それで、先ほど、アイ・インテリアの存在が、官製談合や談合があったとすれば、キーポイントになりますって言いました。それから融通無碍に官と業者と、自分が業者という性質もあるけど、あるのではないかと思うが、その坂平末雄議員、副議長、2つキーワードを出しましたけど、この2つのキーワードの存在、アイ・インテリアと坂平末雄氏の関係を軸に、市役所の職員がどういう絡み方をしておるのか、あるいは市長や副市長はどういうふうな関係を持ったかについては総合的な調査をして、3月17日に間に合わないと思うけれども、本委員会が成立している間じゅうには、ぜひ内部調査報告書を出してもらいたいと思います。重ねて副市長、答弁を求めます。

○市長職務代理者久世副市長

これも、私も繰り返しの答弁になりますが、官製談合は大変なことですよ。犯罪です。もしそういう犯罪を起こせば、その方の一生は棒に振るような話。ただし、当然、だからこういう行為に職員等が手を染めることは、絶対我々は未然に防がなければいけません。そういった形で、今回こういった形で、百条委員会が設置をされましたし、疑義を持たれるようなことがあったのは事実でございます。いろんなことを総合的に考えながら、我々はまた常に襟を正して公務に当たっていかねなければいけません。ただ、その報告書を17日までに提出するというのは、申し訳ありませんが、それはお約束はできませんが（発言する者あり）約束はできませんが、当然私も職員、そこは襟を正して今後も職務に邁進してまいります。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すみません。最後の確認なんですけど、カタログ、追加カタログを出していただきましたが、その中を見ても一切、仕様書にある部材ですね、仕様書の中には主要部材として、「支柱：角鋼管」については「BSEN10219S275」等々ですね、こういった部材の指定があるんですけど、追加カタログを目を皿のようにして見るんだけど、全く記載がないんです。同じようにほかの点についても、記載がないことを考えると——、記載がない点も多くございます。瀬尾課長は、コトブキシーティングと仕様書作成について相談をして文言調整をしたっていうふうな形で、お話ございましたが、この仕様書作成に、この仕様書は、そもそもコトブキシーティングからたたき台を出していただいたというふうな理解でよろしいですか。

○スポーツ振興課長

まず、たたき台、どの時点かとなりますけども、たたき台というのは最初の設計書がございます。そのときの中にサイズであったりとかというのは全部記載があります。今、ないと言われている部材というのが、どの部分なのかなというのは、ちょっとあれなんですけども。基本、私どものほうで、そういうサイズであったりとかいうのを、最初の参考図書を基に作りました。それに、これはこういうところを記載してもらわないとか、ということもいただきました。それでこの仕様書が出来上がっております。

○江口委員

最初の図面ってのは、一遍どここの図面の二百何ページですよっていうふうな部分でしたよね。ちょっとそこもう一遍、どれだったか、お示しいただけますか。

○スポーツ振興課長

工事の右下のところに、A 1 1 9 というのがあるかと思いますが。（発言する者あり）

○江口委員

今資料を示していただきましたが、部材等についての指定はどこにありますか。

○スポーツ振興課長

今おっしゃられている部材というのが、多分、今仕様書の中で、B S E N 1 0 2 1 9 とかいうのがあるか——、これのことですかね。これについては、部材の種類ではなくて、安全基準の表記になります。これはヨーロッパの安全基準なんですけども、日本で言う J I S 規格のことです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようでございますので、暫時休憩いたします。

休 憩 1 2 : 0 7

再 開 1 3 : 4 0

委員会を再開いたします。

3月8日、証人として坂平末雄氏の出頭を求めておりましたが、不出頭届が提出されております。不出頭届については、先日、事務局が朗読したとおりでございます。坂平末雄氏の出頭について、その理由が正当なものであるかどうか、ご意見のある方はご発言願います。

○江口委員

不出頭届を読ませていただきまして、またあと、ほかに関連資料のほうも読ませていただきました。不出頭の理由となる、正当な理由となる事項には当たらないと判断し、告発すべきと考えます。委員長において、お取り計らいのほど、よろしく願います。

○委員長

ほかにご発言はありませんか。

（ な し ）

ないようでございますので、ただいま江口委員から坂平末雄氏について、正当な理由がなく出頭を拒否しているため、告発されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。坂平末雄氏については、正当な理由がないのに3月8日の本委員会に出頭しなかったものと認め、地方自治法第100条第9項の規定に基づき告発することに、賛成の委員は挙手を願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数です。よって、坂平末雄氏を告発すべきものと決定をいたしました。

なお、告発については、地方自治法第100条第9項の規定により、議会の議決が必要となります。告発の議案を作成し、委員会の議決後、委員会提出議案として、委員長より議長へ議案を提出することになりますので、後日、調整をさせていただきます。

○江口委員

その告発に関してなんですけれど、その準備に関しまして、調査費用を私ども、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会として、調査費用200万の予算がございます。その予算の範囲内で、弁護士に対して、この告発の文書作成並びにその確認等に関して、していただいてはと考えております。それについては、もう日程が厳しくございますので、ぜひ、正副委員長のほうに、その相手先であるとか、費用について、ご一任いただいてはかが

かと思っております。委員長において、お取り計らいください。

○委員長

ただいま江口委員より提案がございました件につきまして、正副委員長に任せていただけますでしょうか。そのことについてお諮りいたしたいと思います。正副委員長に任せられる方、挙手のほど、よろしくお願いいたします。

( 挙 手 )

全会一致です。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

以上をもちまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。